

在宅勤務に関する覚書

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で〇〇〇〇年〇月〇日締結の労働者派遣契約（以下「派遣契約」という。）に基づき甲に派遣された乙の派遣労働者が在宅勤務（以下「本件就業」という。）をする場合の取扱い等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（本件就業の適用）

第1条 本件就業は、派遣労働者の自宅又は派遣労働者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母）の住居（国内に限る。）で勤務するものとし、甲が本件就業を乙の派遣労働者に適用し、又は適用を解除する場合は、当該適用又は解除をする日の前日までに乙及び乙の派遣労働者に通知するものとする。

2. 乙又は乙の派遣労働者において、前項の適用を承諾できない合理的な理由がある場合は、甲乙間で協議のうえ解決するものとする。

（本件就業における労働時間管理）

第2条 本件就業中における乙の派遣労働者の勤務日、所定休日及び就業時間は、派遣契約に定める通りとする。

2. 甲は本件就業中について甲の責任において始業時刻、終業時刻及び休憩時間を把握するなど、適切な労働時間管理をすることとする。

3. 甲又は乙は、乙の派遣労働者の勤務時間が不適切であると認める時は、相手方の事前の承諾を得た上で、本件就業の適用を解除するものとする。

（部分在宅勤務）

第3条 第1条第1項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合、乙の派遣労働者は、就業時間の全部又は一部を派遣契約に定める履行場所（以下「履行場所」という。）において勤務する。

2. 前項に基づき派遣労働者が就業時間の一部を履行場所で勤務する場合、自宅又は派遣労働者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母）の住居（国内に限る。）と履行場所との間の移動は通勤の扱いとし、甲は出張費用の支給をしない。

3. 前項の移動時間の全部又は一部が就業時間にかかるときは、その重複した時間は、労働時間の算定においては、勤務したものとみなす。

（業務の円滑な遂行）

第4条 甲は、本件就業にあたり、業務を円滑かつ効率的に遂行するため、業務内容及び業務遂行方法について、あらかじめ書面により乙の派遣労働者へ明示するなど、明確かつ的確に指揮命令を行うものとする。

（情報機器及びネットワーク機器の貸与及び責任）

第5条 パソコン、ハードウェア、ソフトウェア等の本件就業にあたり必要となる情報機器（以下「情報機器等」という。）は、甲の費用負担において乙の派遣労働者に貸与するものとする。

2. 前項に基づき、乙の派遣労働者が甲の情報機器等を利用する場合には、甲は事前に乙の派遣労働者に対し甲の情報セキュリティに関するルールを説明するものとし、乙は、乙の派遣労働者に善良なる管理者の注意をもって管理し、及び利用するよう指導するものとする。
3. 甲から貸与された情報機器等を本件就業のためにインターネットに接続する場合のネットワーク環境及び機器（以下「ネットワーク環境等」という。）については、乙の派遣労働者が私用に使用しているネットワーク環境等を利用し、この場合の初期導入費、通信費、利用料、光熱費等については、乙又は乙の派遣労働者が負担する。
4. 乙は、本件就業において、乙の派遣労働者に私物の情報機器等（USB メモリ、外付けハードディスク等可搬記憶媒体を含む。）を使用させ、甲から貸与された情報機器等に接続させてはならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、乙の派遣労働者が本件就業するにあたり、甲より開示された業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に対して開示、漏洩しないよう適切な指導を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報から除くものとする。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けた時に既に自己が所有していたもの。
- (3) 開示を受けた後に自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。

（賠償の責任）

第7条 本件就業の執行につき、乙の派遣労働者が本覚書【、**基本契約**】若しくは派遣契約に違反し、又は故意若しくは過失により、甲に損害を与えた場合は、乙はそれにより甲が被った損害を賠償するものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者（以下「指揮命令者等」という。）の乙の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意又は指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。

2. 前項の場合において、その損害が、乙の派遣労働者の故意又は過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して損害の負担割合を定めるものとする。
3. 甲及び乙は、本件業務の執行につき、営業秘密、個人情報等の不当漏洩、開示、利用、加工、毀損等のセキュリティ事件若しくは事故が発生した場合、速やかに甲乙協議して対応策を講じ、その損害の軽減、拡大防止に努めるものとする。

（派遣契約等の適用）

第8条 本覚書に定めのない事項については、【**基本契約及び**】派遣契約の定めに従い、本覚書と【**基本契約及び**】派遣契約との間に矛盾が生じる場合は、本覚書を優先して適用する。

（覚書の有効期間）

第9条 本覚書は、本覚書の締結日から乙の派遣労働者が甲において派遣就業する限り有効とする。

以上、本覚書成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各々記名捺印して、各自その1通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇日

(甲) 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
国立研究開発法人 産業技術総合研究所
理事長 〇〇 〇〇

(乙)

〇〇株式会社
〇〇〇 〇〇 〇〇